

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 平	※ 総第 1214 087-002号
秘 無期限	※ 第 1493号	※ 昭和 49年 12月 14日 時 13分 分発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 星

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 次長 参事官 北東アジア課長 首席事務官	主管局部課(室)名 ア北 起案 昭和 49年 12月 13日 起案者 官下 電話番号 2415
---	--	---

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

在 韓国 後房 **大 使** 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務 大臣 発

電 報 在 釜 山 田村 大使 臨時代理大使
兼 総領事 代理 あて

件名 旧軍人軍属等 韓国人 遺骨の引渡し 問題

貴電 才 2862号、往電 才 1478号 に関し

1. 13日、冒頭貴電 2. ~~14日~~ 11時... 厚住省 到り 回答 越し

2. ので 先方に伝 達 した。

(1) 厚住政務次官は、韓国側 慰電案の日程 にかか

4ヤ-9-棧 におり 20日 10時 45分 (予定) 釜山 着、11時 頃

(昭和四二・七一 改正)

電

字 津

から遺骨の引渡し行事を行ない、小憩の後午後2時

16分(予定)釜山港の同チャーター機で帰国すること

した。

(2) 遺骨のダンボールケースの表示は^同リストのコピーを

貼付することにより、韓国側の要望に応じたこと

した。

2. 冒頭往電の一部を次のとおり変更することとした。

(か) 韓国側に伝~~達~~された。

1) 上記往電2. において引渡し行事は先立ち遺骨^は

棧側に^ト整理したとの当方の希望であったこと。

このために遺骨の箱を整理するための台を

韓国側において準備にしようとしたが、

場合^は遺骨は^{から直接}棧内^にお^てに^て引渡し行事をお

わり、その後(当方の随行作業員が)棧側まで進入した

秘密指定解除

公文書監理室

—秘— 3

韓国側手配による輸送用車両等に積みかえることとした。

(2) 同往電7.の厚生省、に於本件の公表予定は16日

から17日に変更した。釜山に駐在LT2



(3)